

質問第二一号

外国人の公営住宅への入居に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年十月七日

浜田 聡

参議院議長 尾辻 秀久 殿

外国人の公営住宅への入居に関する質問主意書

令和六年三月一日の神戸市会令和六年予算特別委員会第一分科会では、自由民主党神戸市会議員団の上畠寛弘議員が、外国人の公営住宅への入居に関する質疑を行った。上畠議員は、日本国民であつても外国人であつても抽選によつて入居を決めており、日本国民を優先せず、平等の名の下に日本国民と外国人を同等に取り扱う悪しき平等となつている点を指摘するとともに、既に外国人は永住許可者のみならず、中長期在留者も同様に取り扱っている点について確認した。

これに対して、片野建築住宅局副局長は、「外国人の入居申込資格に関しましては、国土交通省から通知がございます。これも理事御指摘のとおりですけれども、特別永住者については認めるものと、その他の外国人についても、出入国管理及び難民認定法の、いわゆる中長期在留者については、地域事情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様に入居資格を認めるものとするところとありまして、実際、他の政令指定都市でも神戸市と同様に、中長期在留者も含めて入居資格を認めておるといふ事実がございます。入居申込資格がある以上は、国籍により取扱いを変えるというのはできないと考えておりますので、抽せんで入居者を決めておるといふことでございます。」と答弁した。

上畠議員は、前記答弁の根拠は、「平成三十年十二月二十五日、国住備第一三四号、国土交通省住宅局住宅総合整備課長から各都道府県・政令市住宅主務部長宛て、公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについて」という通知（以下「当該通知」という。）であり、「出入国管理法の關係に規定する中長期在留者について」、地域の実情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認める取扱いとしていただきたい」との記載がある旨指摘した。また、上畠議員は、中長期在留者には留学ビザも含まれるのかと質疑し、片野副局長は「御指摘のとおり、留学生の方であっても、中長期在留資格があつて、あとは単身でないとか、そういった条件に合う場合に関しては、通常の申込みができるというふうに理解しております。」と答弁した。

上畠議員は、自身の選挙区内においても日本人が市営住宅の抽選に外れているとの相談を受けていることを踏まえ、平等の名の下に、中長期在留者にも入居資格を認めていることについて批判し、当該通知にある地域の実情の勘案について疑問を呈し、日本国民を最優先にする住宅政策を強く要求したところである。

以上を踏まえ、石破茂内閣総理大臣には、外国人よりも日本国民を大切にすることを強く求めるとともに、以下質問する。

一 当該通知について、地方自治体は遵守する義務はあるのか。政府の見解を示されたい。

二 当該通知には、「（出入国管理及び難民認定）法第十九条の三第一項に規定する中長期在留者については、地域の実情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認める取扱いとしていただき、あわせて外国語による入居者募集案内等の広報の充実に努めていただきますようお願いいたします。」と記載されている。

1 中長期在留者に係る取扱いについては、地方自治体の裁量によって決定するものであると解釈することは可能か。政府の見解を示されたい。

2 「地域の実情」とは具体的には何を想定するものであるか。政府の見解を示されたい。

三 地方自治体が運営する公営住宅の供給が不足し、日本国民たる地域住民さえも入居が困難である場合において、中長期在留者は、地域住民と同様の入居申込資格を認める取扱いとはしないことは現行制度上可能であるか。政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。